

漁業経営セーフティネット構築事業の補填について

1. 価格差補填金

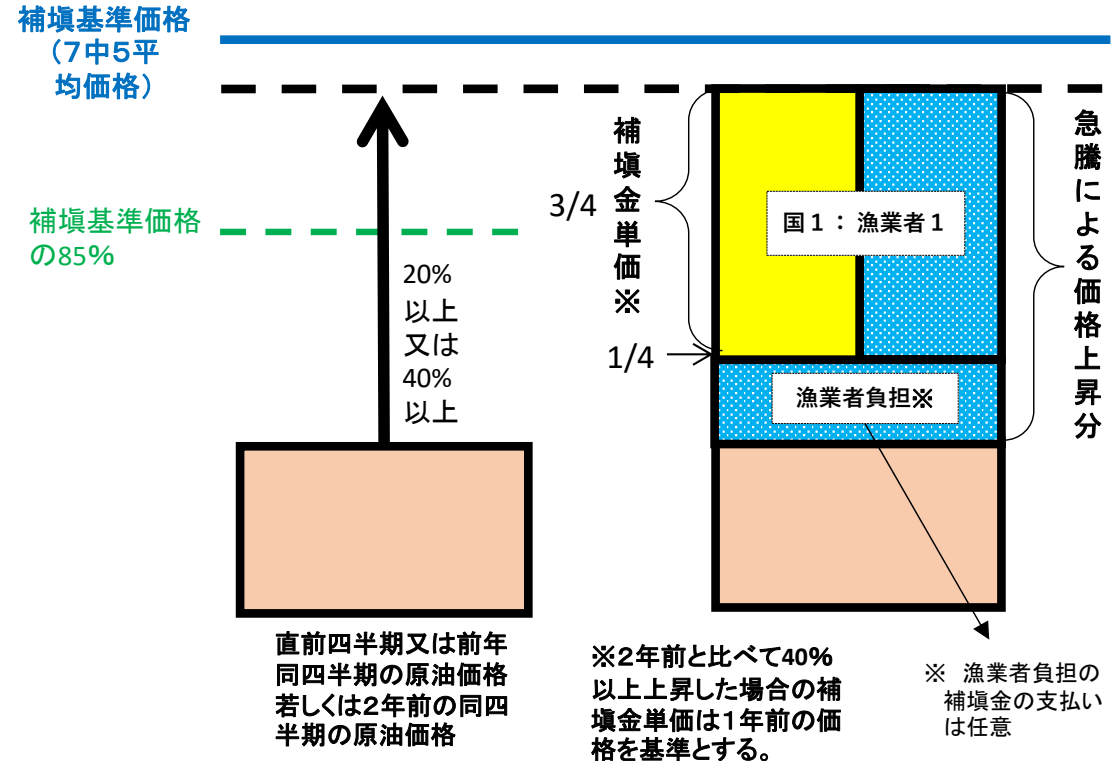
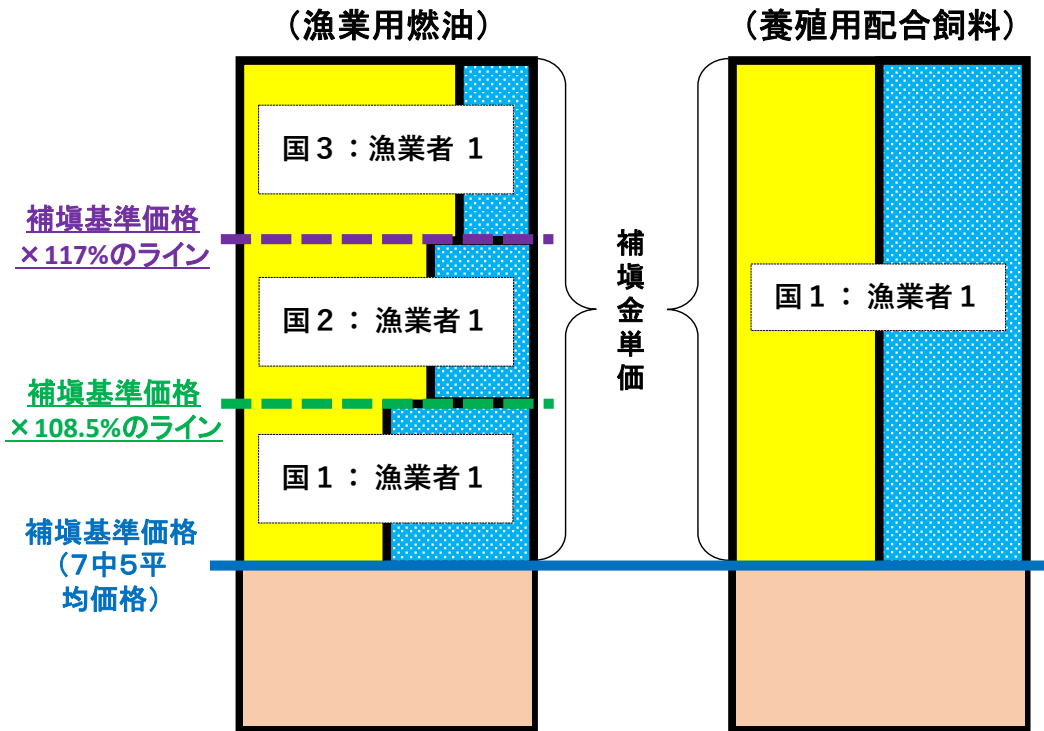
当該四半期の平均原油・配合飼料価格(注1)が、補填基準価格(注2)を超えた場合に、補填基準価格を超えた分を補填

- ※ 漁業用燃油については、
- ・補填基準価格からの超過割合に応じ、国の負担割合が増加
 - ・補填金単価に相当する額(10,000円を上限)を漁業者の積立から任意で取崩し

2. 急騰対策補填金(漁業用燃油のみ)

当該四半期の平均原油価格(注1)が補填基準価格(注2)に達していなくても、

- ① 当該四半期の平均原油価格が直前四半期若しくは前年同四半期の平均と比べて20%以上上昇又は当該四半期の平均原油価格が2年前の同四半期と比べて40%以上上昇、かつ、
 - ② 補填基準価格の85%以上になった場合に、
- 価格上昇分の3/4を国と漁業者が1:1で負担し、1/4を漁業者が任意で負担し補填



(注1): 当該四半期の平均原油・配合飼料価格: 当該四半期における各月の平均原油・配合飼料価格の3ヶ月平均

(注2): 補填基準価格(7中5平均原油・配合飼料価格): 直前7年間(84ヶ月分)の各月の平均原油・配合飼料価格のうち、高値12ヶ月分と安値12ヶ月分を除いた5年間(60ヶ月)分の月平均価格の平均

補填金の算定方法

補填金額 = 補填金単価 × 加入者の購入実績数量